

社会教育委員 募集案内

社会教育委員は、各委員の活動経験や知識をもとに、教育委員会の諮問に応じて、社会教育に関して提言したり、必要な調査等を行います。

1 応募資格

杉並区内在住・在勤・在学で、社会教育・家庭教育・学校支援やNPO活動等での活動実績があり、幅広い視野を持ち、杉並区社会教育の振興に意欲のある方

2 募集人数

2名

3 任期

令和7年6月10日から令和9年6月9日まで（1期2年）

4 職務の内容

杉並区教育委員会の諮問や地域の課題に応じ、各委員の活動経験や知識を杉並区社会教育の施策に活かすため、社会教育委員の会議に出席し答申・提言等を行います。

5 身分

社会教育委員は、社会教育法に基づき設置する教育委員会の附属機関にあたり、非常勤で特別職の公務員です。

6 選考方法

(1) 第一次選考

応募書類により選考します。

(2) 第二次選考

面接（令和7年3月21日）により選考します。

7 選考結果の通知

第二次選考後、ご本人宛てに結果通知を郵送でお送りします。

8 申込方法

応募書類（下記A・B）を作成し、郵送・メール・持参いずれかの方法で期日までに生涯学習推進課宛にお送りください。なお、応募書類は返却いたしかねます。

A：住所・氏名・年齢・職業・電話番号・活動歴・志望理由、在勤・在学の方は勤務先または学校名とその所在地を書いた用紙（様式自由）

B：小論文（800字程度、様式自由）

テーマ「学び合いを広げるために杉並の社会教育に期待すること」

【期日】 令和7年2月25日（火）※必着

【宛先・問合せ先】 杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課管理係
住所／〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話／03（3312）2111 内線1665
メール／syogai-gakusyu@city.suginami.lg.jp

参 考

社会教育委員の会議についての概要は下記のとおりです。

1 構 成

「杉並区社会教育委員の設置に関する条例」により、委員は9名以内です。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 5名以内
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1名
- (3) 学識経験者 3名以内

※今回の募集は、上記（1）に該当する委員になります。

2 定例会

○社会教育委員の会議は必要に応じて開催します。

（1回あたり2時間程度、おおむね年6回程度）

○会議開催時に、託児を必要とする場合は考慮します。

3 これまでの報告等について

平成29年5月 今後の生涯学習にかかる事業の展開について

- 第14期社会教育委員の会議のまとめ -

令和3年5月 「学びのまち・杉並」とこれからの社会教育について

- 第16期杉並区社会教育委員の会議「まとめ」 -

令和5年6月 第17期社会教育委員の会議まとめ

一人ひとりが自分らしく生きられる杉並を目指して

- 学び合いを支える社会教育士の意義と役割 -